

政策評価に関する統一研修（地方研修）金沢会場講演概要

平成 28 年 11 月 10 日開催

講義名：政策評価の現状と課題

講師：総務省行政評価局評価監視官 山口 真矢

講義時間：10 時 05 分～11 時 05 分

I 国の政策評価制度の概要

○ 政策評価が必要な理由

政策評価制度は中央省庁改革のときに導入。政策は、常にその効果が点検され、不断に見直しや改善が加えられていくことが重要であり、厳正かつ客観的な評価を行い、それを企画立案に反映させる仕組みを充実強化することが必要。

行政部門における P D C A の必要性を民間企業との対比で考えると、民間企業は利潤という明確なモノサシで業績を測ることができ、利潤が上がらないと見直しのメカニズムが自ずと働く。行政機関は安定性や継続性が重視されるため、何もしないと今までのことが継続しうる。したがって行政部門の仕事の見直しをしていくときには人為的、意識的に見直しの視点を入れていくことが大事で、その有効なツールがこの政策評価。

○ 政策評価法の概要

国の場合、政策評価は法律に基づいて計画的に推進。政府全体の「基本方針」（閣議決定）に基づき、府省は、3～5 年の期間で評価に関する「基本計画」を策定するとともに、毎年度実施する評価の対象や方法を明らかにした実施計画を作成し、自ら評価を実施。

政策効果はできる限り定量的に把握し、必要性、有効性、効率性の観点で評価。必要性は、時代や社会のニーズに合っているかどうか、国自ら取り組む必要があるかどうか、民間や地方に任せることはできないかといった観点。効率性は、得られる効果に関して投入している資源が見合っているかどうかという観点。有効性は、実施している事業や施策が効果を上げているかどうかという観点。

各府省が行う政策評価には、事前評価、事後評価がある。事後評価で必ず行うのは、政策決定後 5 年経過して未着手、10 年経過して未了の評価。事前評価は、政策の決定前に得られる効果や必要な費用の評価。評価の手法が非常に難しいため、現在は、研究開発、公共事業、ODA、規制、租税特別措置等の 5 分野が対象。

総務省行政評価局が行う政策の評価には、各府省の評価の点検がある。各府省が行う評価が客観的に厳正に行われているか点検を行い、問題点があれば指摘。また、各府省を横断する取組については行政評価局が評価を実施。

○ 目標管理型の政策評価の年間スケジュール

事後評価の主要な評価方式である目標管理型評価で見ると、8 月末が一つポイント。8 月末は予算要求のタイミングであり、この時までには施策や事業について評価を行い、評価書を作成・公表。財政当局とも連携して取り組んでいる。

2 P D C A の一例 (行政評価局で調査をした「がん検診の精度管理・事業評価」の紹介)

◆「がん検診の精度管理・事業評価」の要点

がん検診は多くの方に受けてもらうことが必要だが、ただ行えばいいのではなく、的確に発見する必要がある。精密検査が不要な方に検査を受けさせることがあってはならず、精度の高い検診が必要。そこで、全国の自治体で精度管理・事業評価を行うことになっているが、一部の自治体では、データがないためにモニタリング・分析・検討がなされず、P D C A が回っていない、状況の改善につながっていないという課題が浮かび上がった。

◆教訓

○評価の必要性の高い事業等について適時に評価

限られた人と予算で、評価の必要性の高い事業に対し、適切なタイミングで実施。

○評価指標を的確に設定

評価のためには客観的な尺度が必要。そのため、日頃から利用できる統計やデータを押さえておくことが評価を行う上で大事

○実施状況に関するデータを正確に把握

○評価で得られた気づきを次の取組に反映

評価で終わらせるのではなく、データの収集・分析を行い、改善すべきところを見だし、次の取組に反映させることが必要

○評価に当たっての技術的支援

評価はきちんとした方法論で行うことが必要なので、知見のあるところが技術的な支援をするということが大事

○国民・住民とのコミュニケーション

データをオープンにすることにより、住民からのコミュニケーションが得られたり、住民の安心感にもつながる側面あり

○評価を推進する指導力

P D C A や評価の取組は、意思決定において責任を持つ管理職やセクションが自ら関心を持って取り組むことが重要

3. 各府省が行う政策評価

○ 政策評価の対象

各府省が行う政策評価は、大きく「政策」「施策」「事務事業」の概念に分類して実施。現在、各府省の政策評価の中心的な評価のやり方として推進しているのは、施策に着目した目標管理型の政策評価。事業評価については、規制、公共事業、租税特別措置、研究開発・ODA等について実施。

○ 政策評価の実施状況

平成 27 年度全体で約 2,600 件実施。評価すべき対象、施策を重点化して実施。

II 政策評価を巡る最近の動き

○ 政策評価の課題

平成 25 年度の「骨太の方針」において、

- ・分かりやすく客観的なデータや事実に基づいて行うとの観点のできる限りの採用
- ・エビデンスに基づく政策評価の確立

など政策評価をさらに充実させるための指摘がなされ、政策評価は、政策の効果と質を高めるための政策インフラということを改めて閣議決定

○ 目標管理型の政策評価の実施（ポイント）

●事前分析表

政策の論理的な流れ、ロジックを明らかにした上で事後評価を実施。この際、原則として達成すべき水準を数値化。

●政策評価書

年度ごとに目標の達成度を測定・分析し、次期への反映の方向性を明記

●標準化

各府省の評価を横並びで国民に分かりやすいものとするため、評価結果を5つに区分

●重点化

毎年の評価が不要なものは、3年や5年に1度評価をすることとし、その間には実施状況をモニタリング

○ 総務省が行う政策評価～政策評価の点検～

●租税特別措置等

租税特別措置を新設・継続するに当たっては、その必要性や将来見込みについての検証を徹底することが必要であり、更なる検証の必要がある場合は総務省行政評価局からも指摘。できるだけエビデンスや客観的なデータを重視した政策形成が大事。

<終わりに>

P D C Aを回す際の留意点、重点化などによりメリハリのある評価の実施、データをしっかり採ることの重要性が、本日お話したかったこと。

ある組織論の先生が、職場の成長は、上司からの指導は大事だが、一番効果があるのは、職員同士で問題点に気づき、共有し学び合うことだと言っておられた。評価はそうした強い組織を作ることにもつながる。地道なことではあるが仕事の仕方が変わってくるようなところがあると思う。評価にはそのような意味もあると思っている。